

会議録

- 1 附属機関の名称
犬山市下水道事業経営戦略改定審議会
- 2 開催日時
令和5年10月23日（月）14時00分～15時05分
- 3 開催場所
犬山市役所2階203会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
岡田和明委員、奥村好樹委員、森岡万朱衣委員、小嶋孝行委員
水谷隆一委員、今枝稔幸委員
 - (2) 執行機関
森川都市整備部長、丸井都市整備部次長、梅村下水道課長
小林課長補佐、日比野課長補佐、小野統括主査
- 5 傍聴人の数
0人
- 6 審議事項
 - (1) 第1回審議会の質問への回答及び修正内容
 - ・第1回審議会資料の修正点（近隣市町、類似団体、処理場有無の区分）
 - ・犬山市近隣・類似自治体との比較（使用料単価について）
 - ・犬山市近隣・類似自治体との比較（汚水処理原価について）
 - ・犬山市近隣・類似自治体との比較（経費回収率について）
 - ・維持管理負担金単価の推移と今後
 - ・第1回審議会資料の修正点（供用開始年数について）
 - (2) 下水道計画区域について
 - 1-1 汚水処理施設の分類
 - 1-2 合併浄化槽とは
 - 1-3 計画区域を見直す理由
 - 1-4 現在の計画区域
 - 1-5 計画区域の見直し案
 - 1-6 計画区域見直しによる効果
 - 1-7 見直し区域内の方の変更点
 - 1-8 今後のスケジュール

7 質疑

(1) 第1回審議会の質問への回答及び修正内容

委員

資料2頁中「使用料単価」、資料3頁中「汚水処理原価」の岐阜県内の自治体との比較について、犬山市は安価であったということか。

事務局

犬山市の「使用料単価」については、(岐阜県側の)近隣自治体である各務原市、美濃加茂市、可児市と比較して安価であり、これらの3市を含めた岐阜県内の自治体の平均と比較しても安価である。

犬山市の「汚水処理原価」については、使用料単価の際に比較した岐阜県内の3市と比較すると同程度であり、また、これら3市を含めた岐阜県内の自治体の平均と比較すると安価である。

(2) 下水道計画区域について

会長

資料5頁に関するところで、国、県の考え方、他自治体を含めた動向、状況等、犬山市以外の他自治体はどのような状況なのか、県下の状況に詳しい委員に補足していただきたい。

委員

資料5頁中に「公共下水道未整備の10年概成」に至った背景のところのお話をさせていただく。

愛知県内の自治体の大半は昭和50年頃に公共下水道の事業に着手している。

公共下水道の大きな役割は2つあり、1つはトイレの水洗化、もう1つは公共用水域(河川、湖沼、港湾等)をきれいにするることである。

公共用水域をきれいにするという2つ目の目的のところ、昭和の時代の状況がどうだったかという点について、河川の場合、これくらいきれいにしましょうという基準値を満たすところが半分程度であったが、当時の対策方法としては公共下水道しかなかった。この目的の達成のため、各自治体において市街化区域だけではなく市街化調整区域においても公共下水道を整備するという計画を進めようと思われたのだと思われる。その後2001年頃に合併浄化槽の設置が義務化されたが、このことは、公共下水道と同じレベルに合併浄化槽の品質が向上したことを意味する。

その時点で、公共下水道でも合併浄化槽でも良いとの時代が来た。

国が平成26年に「公共下水道未整備の10年概成」を示したのは、ゆっくり公共下水道を整備すると、その間にどんどん浄化槽が普及し、浄化槽があるにもかかわらず公共下水道を整備することになってしまう。浄化槽を無駄にしてしまうことにもなる。そのため、公共下水道を整備するのであれば、早くやるようとなった。

そのときに国が言っていたのは、どうしても公共下水道の整備をやらなくてはいけない

区域を決めて、そうでない区域は合併浄化槽でやってもらいなさいと、そういったメリハリを付けて短期間で進めなさいというのが、平成26年である。

愛知県内の区域の見直しの状況について、多からず少なからず約30市町は見直し作業をしている。

近隣自治体の事業区域の見直しの例では、一宮市では当初の3分の2程度に公共下水道区域を縮小している。公共下水道の整備をするにしても30、40年かかるため、ずっと住民の皆様について公共下水道が来るのかと思っていたいただくことも良くないとの判断をされた。

会長

犬山市固有の要因もあったかとは思いますが、委員にお話しいただいたような社会的な背景もあり、全国的に見ても、多くの自治体が同じような傾向にあるということである。

委員

先ほど、昭和の時代、河川の場合、基準値を満たすところが半分程度であったとの話をしたが、今現在、河川の環境基準点の100%近くが水質基準を達成できている。

委員

計画区域見直しに関する住民説明会については、案内もあるとは思いますが、きっちりとやっていただきたい。

事務局

資料22頁に記載のとおり開催を予定しており、11月1日号市広報に掲載予定である。住民説明会については、全市民を対象に実施することを予定している。

委員

資料21頁中に記載の負担金についてそれぞれの家庭によって異なるのか。

事務局

受益者負担金は、土地の面積に単価を乗ずることになるため、土地の面積が大きいと金額が高くなる。

委員

下水道使用料、工事費用はどうなるのか。(土地の面積の影響もあるのか。)

事務局

下水道使用料については水道料金と同じで、たくさん使われた方は金額が高くなる。工事費用については、敷地内の配管工事をやり直すことになることから、その状況によって金額が変わってくる。

会長

工事費用について、市が担う部分と個人が担う部分をすみ分けして説明してほしい。

事務局

公共下水道の本管から敷地内に30センチ程度差し込みをさせていただく部分と、敷地内の配管との接合部分に設置する公共汚水柵については市が費用を負担し、管理することになる。公共汚水柵から先の部分については、各ご家庭で費用を負担し、管理することになる。

事務局

宅内の工事については、作業するスペースが広ければ機械で作業が可能であるが、狭ければ人力になることから、この点からも工事費用が変わってくる。作業する場所や条件によって工事費用は変わってくる。

委員

公共下水道に接続しなければいけない区域において、費用面で厳しい世帯等、接続できない場合はどうなるのか。

事務局

基本的には、公共下水道区域で公共下水道が供用開始をしていれば、法律上は速やかに公共下水道に接続してください、となっているが、費用を要することであることから強制はできないため、お願いベースの話となる。

市においては、金利分を補填する融資制度がある。

事務局

融資制度は分割で支払いができるというメリットがある。ただ、この制度は供用開始後3年以内であるという制限があることから、市としては2、3年目の方を重点的に公共下水道への接続をお願いしている。

委員

負担金が1㎡当たり500円とのことであるが、なぜ面積で計算するのか。

事務局

公共下水道を利用できるということは、土地の価値が上がる、その土地から出る汚水を引き受けるという意味合いがある。

事務局

以前「1件〇〇〇円で良いのではないか」との意見をいただいたことがあるが、極端なことを言うと、(敷地の広い)法人が倒産して、その跡地に分譲地ができた場合、同じ1件で金額を算出して良いか、皆さんの理解が得られるのかということになる。

委員

受益者負担金が発生する(賦課される)のはどのタイミングなのか。

事務局

通常は、供用開始している区域や事業着手している区域等について、4月にその年度の賦課対象区域等として告示し、7月から受益者負担金を納付していただくことになる。受益者負担金は20回（1年当たり4回×5年）の分割払いであるが、前納報奨金の制度もある。

委員

公共下水道に接続しなくても受益者負担金は賦課されるのか。

事務局

賦課対象区域等として告示されると、公共下水道に接続しなくても受益者負担金は賦課される。

会長

愛知県内における公共下水道事業の計画区域の見直しの状況について、あらためてお話しいただきたい。

委員

平均して言えるのは300ヘクタール程度、あちこちの市町村で公共下水道の整備を諦めている。市街化区域は頑張って実施し、市街化調整区域は実施しないという傾向である。

会長

犬山市においても、市街化区域と市街化調整区域との区分を基本にして見直し案を考えたということで良いか。

事務局

犬山市の場合、市街化調整区域内において、前原台団地以外は具体的な整備計画はない。

委員

（住民説明会において、）単価、費用に関することは聞かれると考える。何らかの例示ができるといい。

委員

いかに住民の方に理解をしてもらうかが重要である。

資料21頁に「宅内の工事費は不要」とあるが、表現として正確か確認してほしい。例えば、単独浄化槽から合併浄化槽への移行の場合、手洗い場、風呂場等の改修が必要となるのではないか。

会長

住民説明会には様々な立場の方がみえることを想定して準備してほしい。

委員

住民説明会の資料は、行政側の観点ではなく、住民側の観点で作成したほうが良い。

事務局

本日いただいた意見を踏まえて、提示する資料作成等住民の方にとって分かりやすい説明会を心掛けていく。

会長

次回（第3回）は、住民説明会での意見等を踏まえてご審議いただくことなる。

事務局

住民説明会では、（事務局提案の区域見直しの方針について、審議会としては、）事務局案で進めさせて良いということが良いか。

会長

（事務局案で）進めてよい。住民説明会では今日の意見を踏まえて説明資料の見直しをする等、住民の理解が得られるようにしてほしい。